

施設名	認定こども園 木屋瀬保育園
-----	---------------

年間行事 予 定	4月 入園・進級式 健康診断	10月 秋の遠足(年長児は皿倉山登山)、芋ほり まち美化運動、健康診断、総合避難訓練
	5月 花まつり、子どもお茶会	11月 七五三参り お遊戯会、年長者会
	6月 歯科検診、年長児プラネタリウム見学 保育参加、個人懇談会	12月 成道会、お楽しみ会 小学校交流会
	7月 七夕祭り、夏まつり、プール開き、 木屋瀬祇園祭り参加	1月 個人懇談会、保育参加 作品展、子どもお茶会
	8月 永源寺地藏祭り	2月 節分、涅槃会、小学校交流会
	9月 運動会	3月 ひな祭り お別れ会、卒園式

各種保育 事業の 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業の実施(18:00～19:00) ・日曜日・祝日・年末年始(12月29～1月3日)、夏休み(8/13～15)※1号認定こども ・地域子育て支援として、6月と9月に市民センターにて、子育て支援活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ☆老人福祉施設訪問等世代間交流事業 ☆地域における異年齢児交流事業 ☆保護者等への育児講座 ☆地域の特性に応じた保育 ・障害児保育事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ☆必要に応じて専任職員を配置し、発達状況に応じた保育の実施 ☆年1～2回専門機関との連携(専門家によるアドバイス)
---------------------	---

利用の開始 及び終了に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子から利用先が決定されます。 ・利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。
-------------------------	--

実費に係る 利用者 負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・日本スポーツ振興センター共済掛金(年額250円)・・・万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入するもの。 ・保護者会費(月額200円)※兄弟児は100円 ・主食費(月額2,200円、※1号認定こども月額1,800円)及び副食費(月額4,500円、※1号認定こども月額3,600円)・・・3～5歳児クラスの児童に食事を提供する費用(主食のごはん、パン等及び副食のおかず、おやつ、お茶、牛乳等) ・延長保育利用料(月額2,500円) ・預かり保育料・7:00～9:00(1回:200円)、預かり保育料・15:55～18:00(1回:200円) ・預かり保育料・土曜日、夏休み(1回:450円)
---------------------	--

その他 特記事項	<p>【緊急時における対応方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法第27条の規定により、学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により、危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。 2. 当園は、教育・保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。 3. 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、支給認定保護者及び北九州市こども家庭局幼稚園・こども園課に連絡するとともに、必要な措置を講じる。 4. 利用子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。 <p>【非常災害対策】</p> <p>当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。</p> <p>【虐待の防止のための措置に関する事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> (1)人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備 (2)職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止 (3)虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施 (4)その他虐待防止のために必要な措置 2. 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区保健福祉課・児童相談所等適切な機関に通告する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児相談をおこなっています。(電話可) ・送迎用駐車場有(約25台分) ・入所に際し、おさまの急激な環境変化にともなう負担を軽減するため、ならし保育を行っています。 ・保護者会による各行事への協力をしていただいています。 ・施設見学等お気軽にお越しください。
-------------	---